第2回熊本県環境影響評価条例等改正検討部会

議事概要

1 日 時

令和5年(2023年) 12月19日(火)午後2時から午後4時30分まで

2 場 所

熊本県庁防災センター 101会議室

- 3 出席者
- (1) 熊本県環境影響評価条例等改正検討部会 委員10名中7名出席
- (2)事務局

熊本県環境生活部環境局環境保全課5名

(3) 関係課

熊本県商工労働部産業振興部エネルギー政策課2名(説明)

(4) 傍聴者等

なし

4 議 題

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業における 特例の検討
- (2) スクリーニング手続の導入に関する検討

5 議事概要

議題(1)について事務局及びエネルギー政策課から説明した後、委員から意 見及び質疑応答を行った。

また、議題(2)について事務局から説明した後、委員から意見及び質疑応答 を行った。

【議題1】

主な意見・質疑等の概要	
部会長	事務局からの前回の説明に追加しての説明、県基準についてエネルギー政策課から説明があったが、合わせて意見・質問をいただきたい。
委員	ゾーニングの流れがよく分かった。 配慮書を省略することについて、項目が重要である。この項目は手

	続を行う際に、事業者が確認するものか。
関係課	県基準は公表されているものであるため、事業者はこの基準を見な
124 MAIN	がら考えてもらうことは当然必要となる。
	また、この基準は市町村がどこで再エネを導入するのか考えるため
	の素材でもある。
委員	法アセスの場合は、丁寧にチェックされているが、条例アセスの場
	合は文献調査がおろそかになっていることがあり、気になっている。
	基準があれば条例アセスでも適切に作成することができるのではな
	いか。
	一方、基準に何点か追加いただきたいものがある。
	ふるさと熊本の樹木という登録制の制度があり、法や条例にかかる
	ものではないが、地元の人たちが大切にしている木を選定、登録して
	いる。そういうものを入れていただきたい。
	また、レッドデータブック掲載種とあるが、ハビタットも重要なの
	で、追加していただきたい。
関係課	委員から指摘があったとおり、この基準は不変なものではない。項
	目の抜け漏れや土地利用の情報が変わった場合には更新していく。
	毎年のように更新することは想定していないが、市町村で最新の情
	報を確認し、また、市町村で配慮すべき事項を踏まえ、促進区域が設
	定される。
	取り急ぎの対応として、各市町村の区域設定に当たっては、今指摘
	があった内容にも配慮するよう助言として伝えたい。また、更新すべ
	きものが増えてきた場合には、基準そのものを更新するということで
	対応したい。
委員	もう一点あったため、追加したい。
	種の保存法について生息地等保護区の管理地区・監視地区は含まれ
	ているが、種への配慮も必要である。
	国内希少野生動植物種や、県指定希少野生動植物種に含まれている
	のか。
関係課	これらは、庁内の関係課に確認のうえで作成しているが、改めて定
	期的に確認していきたい。基準が改正されないから配慮しなくて良い
	というものではないため、様々な機会で市町村へ情報提供していきた
~ -	
委員	国内希少野生動植物種には第一種と第二種があり、第二種には平野
	一部の親しみやすい動植物種が入っているため、考慮しなければならな
	いにも関わらず配慮されていないことが多い。
	例えば、県内ではカスミサンショウウオは危機的な状況にあるもの の、生息性は187度されているため古男火器度があるよりはあった。
	の、生息地は秘匿されているため太陽光発電ができ水場がなくなって L + 5 = Lがおきている
	しまうことが起きている。
88次等	そのため、「第二種を含む」など明示していただくとありがたい。
関係課	ご指摘があったとおり、あえて地図化していないデータもあるため、 地図ではなく 原見 k L で登ばている
	め、地図ではなく、項目として挙げている。
	ゾーニング図は地図化可能な基準で作成しているが、基準には地図
	化していないものもある。

委員	今回はエネルギー政策課から丁寧な説明をいただき、また、県が横
	の連携を取っているということで心強いという感想を持った。
	熊本県では他県にない、市町村の補助をするような一歩踏み込んだ
	取組みをしているという話があったが、今後ますます深めていただく
	とありがたい。
	将来、多くの事業が対象となれば協議会等で審議が大変となるかも
	しれない。
	可視化できるところは可視化されているが、見えないところもある
	ため、連携や指導を進めていただければ、事務局から提案されている
	配慮書の省略も安心して進めることができる。
委員	確認であるが、促進区域の設定は市町村が進めるという話であっ
	た。その際に県基準を基にあらかじめ促進区域を設定するものなの
	か、事業者がこの町で事業をしたいという申出があった場合に基準を
	基に調整しながら促進区域を設定するものなのか。
関係課	当初考えていたものは、事業者からの申出の有無にかかわらず、あ
	らかじめ促進区域を設定するということを考えていた。一方で、市町
	村としては科学的に促進区域を示したとしても、事業者が来なければ
	空振りに終わってしまう。
	そのため、現在は、後者の方が全国的に見ても多くなるのではない
	かと印象を持っている。先ほど紹介した氷見市の例でも、事業者との
	協議があり、啐啄同時で動きながら決めていった。
	県内ではおそらく球磨村が一番先に促進区域を作るのではないかと
	いう前提で作業をしているが、事業者と話が進んでいるエリアを入れ
	るという話を聞いている。それ以外のエリアも設定するとは聞いてい
	るが、事業性のない場所を選んでも意味がないし、また、闇雲に設定
	することも違う。
	事業者、行政、住民が一定程度合意した場所を促進区域に設定する
	のが、現実的なやり方になるのではないか。
委員	各市町村が CO2 の削減目標を出さなければならないが、どういう方
	法で削減するかは市町村が考える。例えば自分の町は風力のポテンシ
	ャルがあるから事業者と相談しながら決めていくという流れを想定し
	ているのか。
関係課	ポテンシャルがどれだけあるかや促進区域がどれだけ設けられるか
	は、エリアの中でどれだけ再エネを生み出せるかにつながってくるた
	め、それは市町村の実行計画の区域施策編に書くべきことであると理
	解している。
	先ほど紹介した球磨村は、区域施策編を見直すタイミングでもあ
	り、そのタイミングに合わせて促進区域を盛り込みたいと聞いてい
	る。
	中には区域施策編を策定できていない市町村もあるため、策定作業
	と同時並行で、再エネの導入可能な量を組み合わせて考えてもらうこ
	とも必要であると考えている。
	一方で、削減目標の数値ありきではいけないとも考えており、土地
	利用計画や環境保全がおろそかになってもいけないということも当然

	ある。バランスをしっかり考えていく必要がある。
	区域施策編については、環境立県推進課とも連携しながら市町村の
	策定のアドバイスをしている。
委員	基準があることによって無秩序に再エネの開発が行われないような
	規制にもなるということか。
関係課	戦略的環境アセスメントの一種のような言われ方をすることもある
	が、積極的に促進区域を見出すことは裏を返せばここは守りたいとい
	う場所と両面であると言える。
	一方では、促進区域を作る動きがあれば、もう一方では、保全エリ
	アとされた場所を市町村の条例で守ろうという動きがあってもおかし
	くない。その両方が合致することで実務的に良いものになるのではな
	いか。
委員	アセス条例にある風力発電の特例をなくすという話があったが、具
	体的には特例が残っている場合、全ての手続から外れることになる。
	今回の促進事業の特例は、全ての手続から外れるわけではなく、配
	慮書だけがなくなり、アセスそのものはやらなければならない。
	特例があった場合よりも県全体としては厳しくなっているという理
	解で良いか。
事務局	特例規定がなくなることによって、厳しくなる。
	ただ、現実的には特例の対象となりうる地域はほとんどなく、実際
	10 年ほどで一度もなかった。
	したがって、実質的に非常に厳しくなるかと言われると、そこまで
	ではないと考えている。
委員	現行で特例が残っていると矛盾することになるので、やめたいとい
	うことか。
事務局	そのとおりである。
委員	思っていたのと違うという印象である。
	行政が促進地域を決めるというボランタリーなものではなく、事業
	が来なければ何もしないようなものが想定されることになる。
	配慮書の代わりに協議会が組織され、実質上手続となる。それは、
	ゾーニングを施策として決めるというものとは異なるように思われ
	る。ステークホルダーからなる協議会が、配慮書と同じ重みを持つ議
	論をしてゾーニングが行われるというものなのか。
	氷見市の例も、この事業を前提としたゾーニングを行っている。お
	そらく、この事業がなければ遊休地を促進区域にするという動きはな
	かったと思われる。
	それは、事務局の説明と現状が異なっているものと思われる。
関係課	実務に傾いだ説明をしたかもしれないが、類型としてはさまざまな
	やり方があり、当座、事業者が具体的に決まっている事業がより進み
	やすいという趣旨で申し上げた。
	ただ、理想形として考えているものは、市町村において町の絵姿を
	議論してもらうこと。エネルギー施設の配置をどこにするか、という
	狭い話ではなく、ここに再エネ施設を配置するのであればそこには何
	があるのか、人が住んでいる場所、守るべき資源がある、といった議

	論は、町の将来像を議論することと全く同じである。
	広域的ゾーニングが貫徹されて、保全や促進が市町村の意思として
	示されている状態が理想とする状態。それに対し事業者が、「この町
	はここでやってもらいたいと考えているのであれば、ここで事業をや
	ろう」、住民側も「ここに来るのであれば、地域のことを考えてくれ
	ている事業者である」と、初めからうまくできる、それが理想である
	と感じている。
	当面の具体的な促進区域の設定と促進事業の計画の認定がどこから
	進むかという意味では、事業者とある程度話ができている場所が進み
	やすいと考えているが、事業者ありきとなってしまい、事業者が来な
	ければ何もしないという考え方は、それは違うだろうとは思う。
委員	違うのかもしれないが、現実的にできるのか。理想的にはという言
	葉が出てきているが、やっぱり理想なのか。
	市町村レベルでそのようなエネルギー構想を描ける国ではないよう
	に思う。現状、ノルマのような形で目標設定をするようになっている
	が、国レベルで施策としてイニシアティブを取って自治体にメリット
	があれば良いが、それがなければ多忙な中ではやらないのではない
	か。
	^ 。 理想ではない形でしばらくは進むと思われるが、そうすると事務局
	の説明が絵空事のように思えてくる。風力発電の特例があるが、ゾー
	ニングが行われないので、だから特例も廃止して良いということにな
	一つファーフィーストルので、たがら特別も廃血して良いということになっているとすれば、意味のある議論ではない。
	ゾーニングがなされたとしても、そこでこの特例に該当するのであ
	カープラがなどれたとしても、そこくこの特別に該当するのでの れば、すべての手続を省略しても問題ないのではないかという考え方
	もある。この特例を設けた意義が、この場所では対象事業としなくて
	も良いというものであり、自治体がゾーニングに取り組んで促進区域
	内で今の特例に該当するものがあれば、手続全体を省略するというや
	り方もある。
	全体として、ゾーニングがなされる前提で進んでいるのであれば特
	例廃止は有用だと思うが、現状のような流れではどうか、という感想 * * * - *
88 泛 等8	を持った。 「郊へしょしかり」 伊米区はの訊点に表した点がはは今回的により。
関係課	ご紹介したとおり、促進区域の設定に至った自治体は全国的にも少
	ない。実際に県の基準があったとしても、促進区域の設定が可能とな
	る市町村のマンパワーを含めた課題や市町村の受け止め方がまだまだ
-	というのは、事実としてある。
委員	誰かが促進区域を決める場合、いずれかの基準に引っかかったらダ
	メという判断しかできない。
	風力発電を建てる場所は、尾根筋など、ほとんど自治体の境になっ
	ている場所である。自治体レベルではなく、県レベルや自治体間の協
	議が必要である。
	そういった議論もあり促進区域の設定が進まない中で、実際の事業
	があればゾーニングをしようという事業だけであれば、別の事業が必
	要ではないか。
関係課	ご指摘のあったとおり、市町村の検討の具合や広域でどう対応すべ

	きか、という問題もある。
	促進区域の制度について、環境省でも検討会を行っており、いかに
	より実効性の高いものとするか、今まさに議論されている。促進区域
	の設定も法律上は市町村が行うことになっているが、市町村の共同
	や、都道府県での設定を可能とする法改正の検討も必要という議論が
	されている。
	県としても制度の実効性を高める取組みを見ながら検討を進めてい
	<
部会長	温対法ができてすぐ促進区域ができたわけではなく、遅れてできて
	いるのであろう。温対法ができたが、対策が思うように進まず、促進
	する意味で促進区域を設定すれば、動きやすくなるのではないかとい
	う思いの下に制度を作った。
	ただ、この制度を運用してみて、やはり思うように発電の導入が進
	まなければ、またその時点でやり方を変えるということになると思わ
	れるが、県のレベルでは国の流れを乗り越えて違うことをやるのは無
	理ではないか。
関係課	今の議論としては、ゾーニングは意味のあることであり、促進区域
	自体の実効性を高めたい、より多くの市町村に使ってもらいたい、そ
	のために議論がされている。
	県としては、適地誘導を掲げている以上は、どこが適地であるか示
* -	す必要があり、そういったやれることをやっていく。
委員	選択肢が二つできるということになるのか。
	事業者によっては、従来のアセスを配慮書から始める。別の事業者
	は、自治体に働き掛けて促進区域の設定から始める。
00 km = 0	事業者は選べるということになるのか。
関係課	理論上はそうであるが、市町村が受け入れるかどうかの問題もあ
	る。市町村が受け入れなければ当然できない。
	ゾーニングがされていない、又はゾーニングの促進区域外で事業を
	行う場合も理論上はあり得る。
委員	ゾーニングがされていない自治体が大半で、事業があったときに、
	自治体がそこはまずいということで急遽ゾーニングを行い、差し止め
	ることも理論上は可能か。
関係課	ゾーニングはあくまで促進区域の設定であり、良い場所を選んで誘
	導するという構造であり、禁止などにはならない。
委員	促進区域外の地域では、自治体がゾーニングを行った外で事業が行
	われることになる。
	その場合、住民は反対するのではないか。
関係課	そういう意味でも、一番良いのはあらかじめ促進区域が可視化され
	ておくことである。
委員	自治体が先に検討しなければならないため、起こり得る余計な悪影
	響が議論に入っているとよいのではないか。
	この促進に関して全く反対があるわけではないが、二重化すること
	で危うい制度になっているのではないか。このやり方でできるように
	法や条例の整備は必要であり、それがなければできないため、全く反

	対ではないが、矛盾点もあるため、どうなるのか。
関係課	事業開始との前後関係や検討状況を含め、いかにこの制度を実効性
	のあるものにするか、という指摘だと思うが、我々も肝に銘じておき
	たい。
委員	協議会について伺う。協議会がある市町村とない市町村があり、な
	い場合、県から協議会を作るよう指導などがあるのか。
関係課	国のマニュアルの中で、「協議会が設置されることが望ましい」と
	はっきり書かれている。ただ、指摘のとおり協議会は必ずしも設置さ
	れない。その場合も、どういう形で地域住民の意見を取り入れるの
	か、マニュアルに例示されている。地域の中でも、一部の住民だけで
	は判断がつかないこともあるため、できる限りいろいろな方に関与し
	ていただきたいと考えている。
	県では、今年度もゾーニングのための調査を八代で継続しており、
	議論を深めるために地域懇談などを行っている。地域の代表の方々だ
	けでなく、地元や地域の環境に詳しい学校の先生や、地元の鳥類に詳
	しい方に来てもらうようにするなど、人選の工夫を試している。
	どういう方々で合意形成を図ればうまくいくのか、知見を蓄積し、
* •	市町村に紹介するようなことを引き続きやっていく。
委員	生物関係の団体の紹介などを地域に応じてやることもあるのか。
関係課	十分にあり得る。
部会長	意見も出終わったようだが、促進区域内の事業について配慮書手続
	を省略すること、県条例の風力発電に関する特例規定は促進区域の取
	扱いと矛盾する部分があるため、特例を廃止することの二つの事務局
~ =	案について、了承するということで良いか。
委員	特例規定の廃止について確認したい。
	この規定は廃止しなくても良いのではないか。促進区域に入ってい
+ 250	た場合でも特例を保持するというやり方もあるのではないか。
事務局	│ やり方としては確かにあるとは思う。 │ ★ ボ、理様、 まっただ型ではまままたのでは歌せることによればいない。
	ただ、現状、再エネ施設でアセスを全て省略することにどれだけ理
	解を得られるのかというと、エネルギー政策課とも話をしたが、厳し
	いだろうと考えている。 現分はの毛結まです。配度書しば中の少略でもり、詳しい調本まで。
	温対法の手続きでも、配慮書レベルの省略であり、詳しい調査まで は省略されていない。例えば、地元の方が気づかなくても希少な生物
	は自略されていない。例えば、地元の万か気づかなくても希少な生物 がいることも考えられるため、再エネ施設に関してアセスを全て省略
	かいることも考えられるため、再工不旭設に関してアセスを主て自略 することは難しいと考え、特例規定を廃止するという判断をした。
委員	
女员	いうだけではなく、やはり手続を実施すべきという考えも入っている
	しということか。それであれば納得した。
部会長	一番目の議題は部会として了承ということとしたい。
HAX	田口が成体であること、からい、ノことしてい。

【議題2】

主な意見・質疑等の概要	
部会長	ただいまの議題2の説明について、意見・質問があればお願いした

	
委員 	資料 18 ページに判定までの期間として「配慮書に対する知事意見
	から 60 日、知事意見後届出があった場合は届出から 60 日」とある
	が、配慮書から方法書の間に知事意見への回答はあるのか。
事務局	手続き上は方法書に知事意見へ見解を記載することになる。
委員	方法書を書かなければ分からないということか。
事務局	配慮書と方法書の間に判定の手続きを導入することになる。配慮書
	に対する意見の見解がないことになるのではという指摘だと思うが、
	現状提案している手続では確かに存在しない。
	ただ、あるべきではあるため、指摘を踏まえ手続を工夫したい。
委員	方法書以降の手続きが不要となった場合、事後調査は実施するの
	か。
事務局	基本的には、事後調査を行うかどうかは準備書で示されるが、同様
	にスクリーニングの中で事後調査をやる条件を付けて省略することは
	考えられる。
委員	場合によってはやるということか。
事務局	必要に応じてやる。
委員	熊本市がスクリーニングを導入することになった場合、熊本市の事
	業に関しては県へ相談する必要はないのか。
事務局	熊本市に関していえばそうである。ただ、例えば熊本市と合志市に
	またがって行われる事業があった場合、県の条例が適用されるため、
	そういう事業でスクリーニングが行われる場合は熊本市にも意見を聴
	くことになる。
委員	今回スクリーニングを作ったとした場合、適用されるのは熊本市以
	外のアセスに関してとなるのか。
事務局	熊本市の条例が施行された場合はそのようになる。
委員	想定される事業は建替えなどとなっているが、すでにある施設など
	に対して住民が日ごろ感じていることが反映されるような手続きを取
	る必要がある。
	市町村への意見聴取があるが、市役所や役場が住民に意見を聴く場
	合も、広報などは月に1回のため、原稿の期限が過ぎていて記事を載
	せられないといったことがあり得る。
	市町村への意見聴取などで、現在の施設での困りごと、例えば、風
	車の音がこちらの谷まで響くといった情報や、焼却施設から水が浸出
	しているといった情報など、建替え時に改善してほしいことの情報が
	必要だと思う。
	市町村が行う住民アンケートで無作為に選ばれた 100 人や 200 人の
	アンケートがあるが、そういった形で、影響が考えられる地域の世帯
	の 10%でも 20%でもアンケートを取って、そのデータを必ず収集し、
	意見聴取をするといったシステムにしてもらえれば、地域住民の不安
	が解消されるのではないかと思うが、可能か。
事務局	建替えであってもアセスをしないという判断が最も気になるのは周
	辺の方々であろうとは思うため、その声を反映させてほしいとの指摘

だと思う。	
手続き上は住民意見が入るような形とはなっていない。	課内でも議
論し、検討しているのは、配慮書の中で一般意見を聴くと	いうものが
ある。これは配慮書手続では義務ではなく任意であるが、	スクリーニ
ングを行う場合は必ず実施してもらい、その結果を見せて	もらうなど
はどうかと考えている。	
アンケートという方法もある意味効率的であるが、広く	意見を聴く
方法も一つではないかと考えている。	
委員 両方というわけにはいかないのか。	
縦覧期間中にホームページを見ないと気付かないうちに	終わってい
るということがある。	
事業について住民同士で話をするということはあまりな	いため、ち
ゃんと住民の意見が聞けるような形にするには、アンケー	-トがあれば
良いのではないか。	
そういった確実に意見が反映されるやり方が必要では	ないかと思
う。	
事務局 住民の意見をくみ上げることは、手続き上入れたいと思	う。
アンケートというやり方については、委員がご心配なの	は、知らな
いうちに終わってしまうことだろうと思うため、例えば、	広報や区長
さんを通じた回覧など、運用という形で周知の仕方を事業	者に求めて
いきたい。	
実際の例として、複数の関係市町村の広報誌に掲載し、	すべて掲載
した後で手続きを開始した例もあるため、事業者の考え	方によって
は、取り組めると思う。	
委員 気づかないうちに終わることもあるため、よろしくお願	いしたい。
部会長 住民に対する周知の方法としては、スクリーニングに限	らず、一般
的にアセスをやるときに、もう少し確実に伝わるように広	
を市町村に依頼するというものがあっても良いのではない	か。
事務局 スクリーニングに限らず住民の意見を聴くというのは、	
あくまで事業者が住民の意見を収集するものであるため、	市町村とは
直接関係しないが、ご指摘のとおり、周知漏れがないよう	に事業者へ
指導していきたい。	
委員 配慮書から方法書、準備書で事業者が期間を定めて縦覧	するのに加
え、インターネット上での縦覧を行うが、一般の人はわざ	わざホーム
ページを開かないため、誰も気づかない。ホームページを	見て意見を
提出している人はほとんどいないというのが現状ではない	か。
事業者が意見を聴かなければならないとなっているが、	スクリーニ
ングの判定に当たっては、故意に事業に賛成の人から意見	を聴取する
ことを避けるために、事業者が選んだ人ではなく、地元の	いろいろな
人の意見を取り入れる手続を入れた方が良いのではないか	という思い
に至った。	_
どの程度できるかわからないが、検討していただくとよ	い。
「60 日」という期限が気になるが、判定を行う際は審	査会が開催
されるのか。	

事務局	最終的には県の判断にはなるが、審査会の意見は重要になる。
委員	参考資料にあるとおり、どこの自治体も 60 日となっており、熊本
	県も60日に合わせても良いと思うが、間に合うのか。
	担当する職員が仕事に追われて大事なことを見逃してしまうような
	ことがないか心配している。
事務局	60 日としたのは、配慮書と別に審査会を開いてスクリーニングの
	審査をする場合に、これまでの経験上可能と考えている期間である。
	配慮書の審査期間が90日であるが、審査会そのものは概ね60日ま
	でに終了する。その意見をまとめる期間を含めての 90 日であり、判
	定のみであれば 60 日というは、そこまで無理をする期間ではないと
	感覚的には思う。
委員	配慮書が提出されて60日ということではないのか。
事務局	配慮書と同時に提出された場合は、配慮書の知事意見が提出されて
	さらに 60 日となるため、それなりの期間がある。
委員	心配したところだが、問題ないのであれば理解した。
	地域の意見の聴取については考えていただきたい。
	また、建替え等としているが、この「等」は何を意味しているの
	か。
事務局	「等」が何かというのはあるが、例えば、開発済みの土地に新たな
	施設を造ることが対象になる可能性がある。
	そういった意味でも、資料 21 ページの基準の(1)として「事業
	の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善す
	るもの」としている。建替え以外の事業でも、これに該当する事業で
	あればスクリーニングの俎上に載せても良いのではないかと考えてい
	3.
	建替え以外に具体的なイメージがあるわけではないが、少し幅広な
	形にした方が良いのではないかと考えている。もしかすると、実施前
+n A =	より環境が非常に良くなるような事業もあるかもしれない。
部会長	そういった選別は、審査会で行うのか。
事務局	以前と比較して環境影響がどうなのか、審査会で議論いただくこと
委員	「建替え等」といったわかりやすい事業が、資料 21 ページと 22 ペ
	一ジに示された基準で伝わるのかという心配がある。
吉	21 ページはあまりにも具体性がないように感じる。
事務局	21 ページの基準は、国の判定基準をベースにしているが、国の基準は、「理論影響が著しいたのとなるなるればなる場合」となり、
	準は「環境影響が著しいものとなるおそれがある場合」とあり、この 其進り比較するとおりに関ロが強い表現になっている。この其準が関
	基準と比較すると相当に間口が狭い表現になっている。この基準が県 の何をもってスクリーニングの対象とするのかを具体的に示している
	の何をもってスケリーニングの対象とするのがを具体的に示している つもりである。
	つもり
女 貝 	確認でめるが、ヘグリーニング手続とは何が。足義が書かれている いが、スクリーニング手続とは、届出があり、審査し、判定する。
事務局	判定の手続をスクリーニングと呼ぶ。行うかどうかをふるいにかけ
기 기기기기	一利定の子腕をベブケーングと呼ぶ。 フがと フがをぶるいにがけるという意味でスクリーニングと呼ばれる。
 委員	スクリーニングとはというと、環境影響評価を配慮書にとどめるこ
女只	ハノノ 一ノノにはこいりに、塚児別音計画で印思音にここの句に

	とを判定することがスクリーニングなのか。
事務局	配慮書がない場合もあるため、必ずしもそうではない。
委員	この部会では、そうしたことを議論できるが、一般の県民が見て、
	スクリーニングとは何なのか欲しいと思った。
事務局	一般的な手続ということで書いているため、配慮書の話は資料 4 ペ
. —	一ジに記載されていない。
委員	資料3ページに書かれているのが定義ということか。承知した。
	「スクリーニング手続(判定)」とあるが、その上の「(届出)」と
主 数日	は「スクリーニング手続(届出)」なのか。
事務局	スクリーニング手続を行うことの届出である。事業者が届出を行
チ므	う。
委員 	│ それは単に「届出」なのか。なんと呼ぶのか。スクリーニング手続 │が届出と判定とあるのか。
事務局	加田に対し判定を行うことがスクリーニングの一連の流れ。
委員	配慮書手続を実施する場合の「手続」とは提出から審査、知事意見
安貝 	配慮音子概を美心する場合の「子椒」とは提出がら番重、知事息兄 という一連の流れを指す。「手続」の有無が混用されている。
	他の自治体の比較を資料として追加していただいており、7 ページ
	には北海道と札幌市となっている。同じ「第二種事業」と呼んでいる
	が、札幌市の方が規模が小さいということは、道のアセスでは対象と
	ならないような規模について札幌市が自主的にやっている。
事務局	県よりも市の方が厳しい制度となるというのが基本的な考え方であ
	る。
委員	北海道と札幌市は同等以上ということで矛盾はないことになる。
	神奈川県と横浜市は、同等以下ということにならないか。
事務局	神奈川県としての判断を確認したわけではないが、神奈川県のアセ
	スの規模としては甲乙その他の地域に分けられている。横浜市はおそ
	らくほとんどの地域はその他に該当するような地域である。
委員	どう考えるかではなく、横浜市の対象事業は県より甘く見える。
事務局	そうではなく、その他より引き下げ、小さい事業を対象としてい -
-	る。 - スのたとはだしのにスタットしょうださい。
 委員	そのあたりが十分に分かる資料とした方が良い。
	│ 北海道は何となくわかるが、神奈川はこの説明ではまだわからな │ 、
事務局	い。 - 矛盾しているかどうかは大きなところであるため、分かるようにし
す 物内	水間しているがとうがは入さなとこうであるため、方がるようにし たい。
	/- v 。
	体との比較という目的である。
	静岡県を見ると浜松市は何故アセス条例を定めているのか。
事務局	浜松市は同じ内容ではあるが、政令市であるため、同等の内容でア
	セスを行っている。
委員	兵庫の場合は同等以上であることを求めていないから大丈夫という
	ことになる。
	熊本県もその手はあるのではないか。

事務局	ただ、敢えてその手は選択することはない。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
委員	熊本市は第一種事業、第二種事業は県と同じであるのか。
事務局	第一種事業が県と同じで、第二種は熊本市が独自に県より厳しいも
주 므	のを定める予定。
委員	熊本県がそれに合わせるとすると、熊本市が第一種としている事業
事 数 日	をスクリーニングの対象とするかどうかということか。
事務局	今の検討はそういうことである。
部会長	神戸のやり方は、このやり方もありなのかというのは私も感じた。
	そういう意味では熊本県はより厳密にやっており、熊本市には県の
	基準を踏襲する形で作ることを求めている。
委員	兵庫県以外は概ね同等以上を求めており、熊本もそれに倣うのがよ
	さそうということ。
	資料 20 ページの判定基準の基本的な考え方とあるが、スクリーニ
	ング判定基準なのか、アセスメント判定基準なのか。
事務局	国の第二種事業に関するものであるが、配慮書手続が任意である。
	その第二種についてやるかどうか判定するための基準である。
委員	今回のスクリーニングは、一度アセスを通ったものを想定している
	のか。
事務局	完全にリプレースだけを対象としているわけではないため、新規も
	あり得る。
-	ただ、開発による影響があるのかどうか、ところを審査する。
委員	新規も含めたスクリーニング対象は書いてあるのか。
事務局	資料 15 ページに想定する事業を書いているが、このページでは建
	替えしか記載はしていない。
委員	一度通っているものとは限らないのか。議論が違ってくるのではな
	いか。
事務局	審査の結果、資料 21 ページの①を満たすものであれば、間口とし
-	ては存在している。
委員	前提としてはどちらを想定しているのか。
事務局	念頭にあるのは、一度アセスを通ったもの。ただ、完全に絞ってい
	るわけではない。
委員	国の考え方は新規の事業を対象としているのか。
事務局	そのとおり。
委員	一度周辺の学校や病院があったとしても、それにも関わらず大丈夫
	ということでアセスを通った事業に対して、県の判定基準で資料 22
	ページの学校、病院等があるが、やり直さなければならないのか。
事務局	資料 15 ページの右下に例示しているが、以前の事業では家などが
	なかったが、状況が変わっていればやり直すというのはスクリーニン
	グ手続の中で判定する。
委員	資料 22 ページには、いずれかに該当する場合は必要と判断すると
	あるため、変わっていなかったとしてもアセスをやることになる。
事務局	例えば、病院に対して騒音など環境影響を発生するような事業であ
	ればアセスの対象となる。

委員	すでに病院があったらアウトということになるのか。
事務局	そういう想定にはなる。一度アセスを通っているとしても、病院に
7 137-5	影響があるのであれば、やはりもう一度やることになる。
委員	他の自治体もそうなのか。すでに通って、現状前回と変わらない場
	合は、スクリーニング手続の中でも判定することはできるのではない
	か。
事務局	- ^ · - 考え方としてはおっしゃる考え方もある。
3.337.5	他の自治体の基準も同様である。ただ、「環境影響を及ぼすおそ
	れ」という観点があるため、病院があったとしても現状として環境影
	響がない、建て替えたとしても病院への環境影響がないということで
	あれば、病院が近くにあること自体は問題ない。
委員	前回と同等であると配慮書に記載があればよいということであれ
	ば、それについて何か言及がないと、どう判断するのかわからないの
	ではないか。
	国の基本的な考え方は新規のアセスを対象としており、今回の県の
	スクリーニングは一度アセスを通ったものが大部分であろうという想
	定があるのであれば、病院があればまたアセスをするという事態が生
	じるのは、議論しておいた方が良い。
	確認したかったことは、資料 20 ページは新規の事業で、21 ページ
	はそれに倣った今回の議論であることがわかれば、まずは良い。
	先述したような議論があるのではないかというのが今回のコメント
	である。
事務局	アセスをしないという判断はかなり重い判断であるため、かなり狭
	い範囲の事業にはなる。
	スクリーニングを導入し、運用する中でもう少し広げても良いので
	はないかという話があれば、先々検討することはある。
部会長	対象のリプレースの事業で、例えば以前は病院がなかったためアセ
	スは通ったが、その後周りの土地利用が変わって、たとえ同じような
	もの、あるいは性能が良いものを作ったとしても、環境に対し影響が
	あるのであれば、リプレースだからスクリーニングの対象として良い
	ということにはならない。そういう判断が審査会に委ねられているの
	ではないか。
	どういうケースが考えられるか分からないため、「等」という表現
	がされている。審査会が土地利用の変遷を踏まえ、対処できる判断を
	することになる。
事務局	審査会で判断することで、いろいろなケースに対し柔軟に対応でき
	る。
	また、病院に対し、対象の施設が何らかの影響を及ぼす環境要素が
	│あるのか、それはまさに専門家の意見を聴いて判断するところであ │
-	る。
委員	一度通ったらという議論が出ているが、環境影響評価法ができて
	20 年余り、それ以前の閣議アセスの頃はモデル事業だったため、ア
	セスをしていない事業が多い。
	今、風力の建替え事業が行われているが、風力は法ができた頃には

	なく、後で追加された。
	建替えとはいえ、今後アセスを通っていない事業が多く出てくるの
	ではないか。
	また、法アセスが始まった頃は基準が甘かったため、簡単に通って
	いた。そのため、無作為に抽出した住民による意見が重要である。
委員	二度目のアセスでもしっかりそうした意見で判断する。
	確かに、存在するだけで必要と判断するわけではなく、かつ、環境
	影響のおそれがあるという点がスクリーニングの判断になる。
事務局	そのため、その判断では審査会の意見が重要になる。
部会長	審査会の持つ役割が重いものになる。
事務局	アセスをするか否かは重い判断になる。
委員	先ほど議題1で議論していた配慮書手続が不要となる事業、例えば
	風力の建替えが行われる場合、促進区域に設定されていると配慮書が
	提出されないことになるが、このスクリーニングの手続はどうなるの
	か。
事務局	課内でも議論したところであるが、議題1で風力に関して特例的な
	事業は廃止するとした。一方で、スクリーニング手続の俎上に載せる
	ことは可能ではないかと考えている。
	その場合は、条文の書き方として配慮書手続を省略した事業も含め
	ることはできる。
委員	どの審査もせずに終わることもあり得るのか。
	具体的にはすでに存在している風力発電を建て替える際に促進区域
	になっている場合、配慮書不要となり、スクリーニングで方法書以降
	も不要となるとしたら、審査が行われないこともあり得る。
事務局	スクリーニングの段階で改めて審査が行われる。
委員	配慮書のようなものを提出してもらい、審査するということか。
事務局	促進事業をスクリーニングの対象とするのであればそのような形と
	なる。
委員	何かは審査が行われるのか。
事務局	何かの審査は行われる。
	今の事務局案では、配慮書を省略する促進事業が入っていないよう
	になっていた。
委員	建替えであってもスクリーニングを希望するのであれば配慮書を出
	す、という体系にした方が良いのではないか。
委員	配慮書を「必須とする」というのに例外規定を作るか、促進事業で
	あっても配慮書を必須とするか、いずれかではないか。
事務局	例外規定を入れる方が良いと思う。
	ただ、何の審査もなくスクリーニングを通るというのはできないた
	め、配慮書の審査と同等以上のスクリーニングの審査を設け、そこで
	審査するということになるのではないか。
委員	配慮書手続について「現行の規定」で必須としているとあるが、こ
	こでいう「現行の規定」とは何か。
事務局	現在の条例であり、温対法の特例で配慮書を省略する場合と矛盾し
3- 3237-3	プロニー・ファン・マン・マー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・ファン・コー・ファン・ファン・コー・ファン・ファン・コー・ファン・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・ファン・ファン・コー・ファン・ファン・ファン・コー・ファン・コー・ファン・コー・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン

	ないように記載したい。
部会長	議論も深まり、事務局の想定と異なる矛盾点もあったため、修正案
	を出していただきたい。
	基本的にはスクリーニングを導入するという事務局案を了承した
	い。その場合、修正案については部会長に一任いただきたいがいかが
	か。
委員	部会長で修正案を確認していただくとありがたい。
委員	修正案ができたところで共有いただきたい。
部会長	最終的な書き方がどうなるのか、再度メンバーには配る形にした
	l, v°

※配付資料

第1回熊本県環境影響評価条例等改正検討部会 次第

【議題1-1】再エネ導入促進に向けた都道府県による広域ゾーニング

【議題1-2】地域脱炭素化促進事業における特例の検討

【議題2】スクリーニング手続の導入に関する検討

(参考資料)

- 〇地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する 熊本県基準
- 〇再エネ促進区域設定に関する県基準案太陽光・風力項目比較表
- 〇各自治体のスクリーニング手続の流れ